

第5章

基本目標2

自立と参加の促進

～参加と支え合いの福祉のまちづくり～

取り組み課題

1. 制度ボランティア活動の推進
2. 生涯学習の推進
3. 就労の支援
4. 地域福祉推進のための担い手の育成【推進項目】
5. 障害者の自立した地域生活の支援
6. 当事者団体への支援



松戸市食育シンボルキャラクター
ぱくちゃん



【矢切の渡し】

昔から江戸川を渡るために使われている渡船。
映画などに数多く使われています。

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

1. 制度ボランティア活動の推進

現状と課題

- 地域のつながりが希薄化している中、身近な地域で生活に課題を抱えている人々や地域課題が見えにくくなっています。このような状況を早期に発見・解決していくために、行政と地域住民のパイプ役として、制度ボランティア*は大きな役割を担っています。
- 現在、本市では、個別の行政目的のために設置された、様々な委員が活動していますが、より多くの市民に理解し活用してもらうための情報の発信や、地域活動を円滑にするための、行政と制度ボランティアの情報の共有が求められています。
- 家族のあり方や地域社会が変容する中で、期待感の高さゆえの負担増、多忙さ、困難さからボランティア*への関心の高まりの一方で都市部に限らず、全国的に制度ボランティアのなり手不足が課題となっています。
- 地域の課題は、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを地域の力でその解決に向けて協力していくことが重要であり、地域における住民主体の課題解決力強化、相談支援体制のあり方が今、問われています。
- 他人事になりがちな地域づくりを地域住民が我が事として主体的に取り組む仕組みをつくる上で、制度ボランティアの活動環境が政策分野を横断して包括的に整備されることが必要です。
- 住民に身近な圏域で参加と支え合いのまちの実現には、地域に根付いてきた制度ボランティアの活動や近年、盛んになってきている NPO*等の市民活動とともに協働のまちづくりとして活性化させることが課題です。

制度ボランティア：行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員をはじめ、健康推進員、食生活改善推進員、地域防災リーダー、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。

施策の方向性

<p>○制度ボランティアの資質の向上と活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各制度ボランティアを中心に研修会や講演会、意見交換等を実施し、識見と意識の向上を目指します。 ➤ 制度ボランティア、町会・自治会などと連携した地域活動を推進します。
<p>○世代交代等が円滑にできる仕組みづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 仕事や子育て等で時間にゆとりがある方が少なくなり、担い手不足の問題や新たな人材を探すのに苦労している面もあります。これまで培ってきた経験や能力を活かし、地域との関係性を新たに構築することが期待されることから、定年退職された方への地域参加を促進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○地域で活動する制度ボランティアに積極的に相談する	○制度ボランティア、町会・自治会などの各種地域団体の連携	○研修会、講習会を開催する ○制度ボランティアの活動について、市民に周知する

制度ボランティアの活動内容

人権擁護委員とは

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で、全ての国民に保障されています。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の人たちです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。



(人KEN あゆみちゃんと人KEN まもるくん)

防災リーダーとは

防災活動は、地域での協力が最も重視されています。市内に大規模地震等の災害が発生した場合において、消火活動、被災者の救出、救護、その他の災害活動の迅速かつ効果的な実施に資するため、平成8年に松戸市地域防災リーダー制度が発足しました。平常時は、町会または自治会等に対し、訓練、研修等で習得した知識・技術の普及を図り、災害発生時は、地域住民と協力して、消火、救出、救護、避難誘導、避難所設置等を行います。現在900名前後が地域で活動しています。

防犯指導員とは

犯罪のない明るい社会で生活するためには、警察だけでなく地域の住民の一人ひとりが力を合わせて地域の安全活動に協力してもらってこそ、成果はあがります。

そこで地域住民の地域安全活動を行う中心的役割を果たす指導者として「防犯指導員の制度」が生まれました。

防犯指導員は地区防犯協会(組合)、自治体、警察、地域防犯連絡所、その他防犯機関と密な連携のもと、その分担地域で次のような活動を行っています。

- (1) 防犯パトロールの実施、(2) 広報、街頭キャンペーンの実施
- (3) その他地域安全思想の普及等



青少年相談員とは

青少年期は、将来社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であることから、家庭、学校、地域社会での適切な対応が望まれています。

そのためには、社会共同の連帯意識のもとで地域住民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動に当たる必要があることから、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の相談相手になり、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するための青少年相談員制度が千葉県でつくられました。

松戸市の青少年相談員で構成される松戸市青少年相談員連絡協議会では、こども祭り実行委員会への参画、キャンプ大会・スポーツ大会・親子手芸教室などの青少年を対象としたイベントの企画・運営の他、非行防止キャンペーン(子ども会・補導員との共催)や、コンビニエンスストアの有害図書調査(県主導で平成22年度に実施)など、非行防止・環境浄化活動にも携わり、青少年の健全育成に取り組んでいます。

松戸市内在住・在学の中学・高校・大学生に、ジャンルを問わず日頃練習に励んでいるパフォーマンスを披露する機会を提供するために、「ヤングパフォーマンス フェスティバル in まつど」を開催しました。歌やダンス、一輪車演技、ファッションショーなど、多彩なパフォーマンスが披露されました。

今後もこうした活動を継続していくために、活動の周知啓発や参加しやすい仕組みづくりを進めていきます。



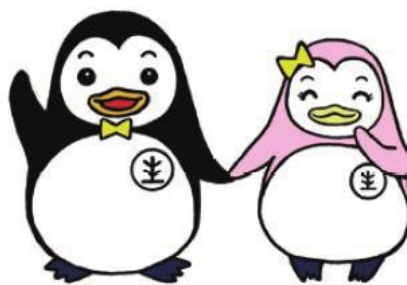
(平成24・26・27年度実施)

保護司とは

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間ボランティア)です。

犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動等を行っています。

毎月、保護観察対象者が保護司の家を訪問(来訪)したり、保護司が対象者の家を訪問(往訪)したりします。そこで、保護司は、対象者の最近の生活状況等を話し合い、相談に応じて指導・助言を行います。



(更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん)

地域環境調査員とは

松戸市内で観察された野鳥の変化などから、地域環境の評価等を得ることを目的に、約 80 名が調査員として活動されています。

調査員は、講演会や研修会、野鳥観察会の開催を通じて、野鳥や生きものに関する知識を深めています。



健康推進員とは

市民に健康づくりを広げるため、市から委嘱され、地域で様々な活動を行っています。

健康について学び、自分自身と家族の健康づくりに役立てると共に、地域の方々へ健康に関する情報の発信、特定健康診査や各種がん検診のおすすめ、子どもの健康づくりなど、地域の健康づくりのための活動を行っています。

食生活改善推進員とは

市民の食を通じた健康づくりのため、市から委嘱され、地域で料理講習会の開催、献立やリーフレットの配付など、望ましい食生活をすすめる活動を行っています。

「私たちの健康は、私たちの手で」を合言葉に「バランスのよい食事」「簡単野菜たっぷり料理」「カルシウムアップ料理」等、テーマにあわせた料理講習会を開催しています。参加者からの「家族にも好評だった」という声が、私たちの活動の励みです。



民生委員制度 100 年のあゆみ（松戸市民児協だより 愛の小鳩より）

民生委員制度 100 年のあゆみ

**民生委員制度創設百周年記念
大会宣言**

「民生委員児童委員制度」を軸に、常に地域住民の立場に立つた活動を行って、地域住民の生活の向上と福祉の増進を図る。地域共生社会の実現に向けて、地域のつながりを大切にし、地域の課題を抱えこみ、ともに取り組むために、幅広い関係者、関係機関との連携協力を図ってまいります。子育てを応援する地域づくりに取り組みます。

「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために、住民にとってより身近な存在となるよう周知活動に取り組み、その理解を促します」

平成二十九年七月九日
全国民生委員児童委員大会

全国的あゆみ

- 29 民生委員制度創設 100 周年・児童委員制度創設 70 周年
- 28 年 熊本地震発生
- 26 年 民生委員・児童委員活動保険創設
- 23 年 東日本大震災発生
- 19 年 民生委員制度創設 90 周年
- 17 年 障害者自立支援法成立
- 12 年 民生委員法改正
- 9 年 80 周年活動強化方策を策定
- 7 年 民生委員・児童委員法に改正
- 6 年 主任児童委員制度創設
- 元年 全国民生委員・児童委員連合会に改称
- 63 年 「社会福祉士・介護福祉士法」成立
- 60 年 「児童扶養手当法」成立「いじめ」相談活動の充実
- 59 年 「社会福祉・医療事業法」公布
- 57 年 「老人保護法」公布「障害者対策長期計画」の作成
- 56 年 障害者の日「12月9日」決定
- 52 年 「民生委員の日」制定（全児協老人介護の実施指針 都市型特養構想）
- 48 年 「老人医療無料化」制度実施
- 47 年 世界更生資金に「福祉資金」新設
- 46 年 「児童手当法」施行
- 45 年 「心身障害者対策基本法」公布・施行
- 42 年 済世会顧問制度 50 周年
- 39 年 「母子・寡婦福祉法」施行
- 38 年 「老人福祉法」公布
- 36 年 国民皆保険・皆年金制度の発足「世帯更生運動」から「幸せを高める運動」
- 34 年 第 1 回民生委員全国集会開催
- 32 年 社会を明るくする運動実施 低所得者「医療費助成制度」開始
- 29 年 民生委員・児童委員協議会を組織
- 26 年 社会福祉事業法公布・児童憲章制定、民生委員法制定
- 25 年 新生活保護法
- 23 年 「民生委員法」公布・施行
- 21 年 「民生委員令」公布 全国方面委員から全国民生委員へ改称
- 13 年 社会事業法公布（民間社会事業への助成への道を開く）厚生省設置
- 12 年 「母子保護法」公布
- 11 年 「方面委員会」の公布 全統一制度に
- 8 年 「児童虐待防止法」「少年救護法」公布
- 7 年 「救護法」実施、全日本方面委員連盟の発会式
- 4 年 新約救済制度「救護法」の公布
- 7 年 大政府（林有造閣下）方面委員制度の誕生～全国に普及
- 6 年 岡山県（辻井信一閣下）12 済世顧問制度の誕生
- 5 年 相模台に陸軍工兵学校開設
- 5 年 流山～馬橋に流山鉄道開通

松戸市のあゆみ

- 29 年 地域包括支援センター 15ヶ所に建設
- 28 年 松戸市民生委員創設 70 周年
- 22 年 民児協会長に 平川茂光氏就任
- 19 年 民児協会長に 又入加代子女士就任
- 17 年 包括支援センター一統
- 16 年 民児協会長に田中周雄氏就任
- 15 年 松戸市民生委員活動センターオープン
- 13 年 民児協会長に酒井昭氏就任
- 10 年 松戸市健康福祉会館（Sレあい22）開館
- 7 年 民児協会長に清水保久氏就任
- 6 年 松戸市高齢者保健福祉計画策定
- 5 年 文化会館「森のホール」開館
- 2 年 松戸市国際交流協会設立
- 63 年 父子家庭医療費負担開始
- 62 年 ティーサービスの開始
- 59 年 「愛の小鳩」創刊/火災警報装置事業開始/「世界平和都市」宣言
- 58 年 松戸市福祉タクシー利用開始
- 57 年 民児協会長に佐藤昇氏就任
- 56 年 松戸市民児協 3 部会構成、障児児童、老人・身障者対策部会
- 55 年 松戸市災害見舞金支給開始「あおぞら号」運賃
- 52 年 民児協会長に小山清氏就任
- 51 年 総合福祉会館・青少年会館再構築開始
- 48 年 松戸市役所が「いこい」を設け、おせわ、しあわせ課
- 46 年 松戸市母子保健推進制度、遺児手当支給開始
- 45 年 松戸市民生・児童委員協議会規約制定
- 44 年 松本清市長より「済世」を確立し、松戸市保育手当支給
- 43 年 民児協会長に中台隆治氏就任
- 42 年 松戸市少年センター開設
- 41 年 民児協会長に深山清吉氏就任
- 40 年 松戸市民会館完成
- 38 年 市立北松戸保育所完成
- 35 年 松戸市旧市役所（現伊勢丹）で心配ごと相談所開設
- 34 年 松戸市新庁舎完成/民児協会長に鈴木岩次郎氏就任
- 29 年 松戸市市政協力員制度発足
- 27 年 松戸市社会福祉協議会設立
- 21 年 松戸市民生委員 55 名誕生、初代民生委員会長に相川太助氏就任
- 16 年 松戸市・高木村、馬橋村と合併し市制施行
- 14 年 松戸保護所完成
- 2 年 千葉県「方面委員設置規定」公布（千葉県民生委員誕生）

3 松戸市民児協だより 平成29年10月1日発行 第55号 愛の小鳩

愛の小鳩 松戸市民児協だより 平成29年10月1日発行 第55号 2

第5章 自立と参加の促進

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員、主任児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じており、その課題が解決できるように行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」として活動しています。

松戸市では、18 地区で民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。（定数 540 人、うち主任児童委員 36 人）民生委員制度は、大正 6 年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まり、平成 29 年は民生委員制度創設 100 周年を迎えました。

また、松戸市民生委員児童委員協議会も創設から 70 年を超える歴史があり、地域福祉増進のために幅広い活動を行っています。

（民生委員制度創設 100 周年シンボルマーク）

80

第 5 章 自立と参加の促進

取り組み課題

2. 生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習の理念とは、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と、教育基本法に規定されています。生涯学習とは、学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習も含んだ包括的な概念であり、子どもから高齢者までを対象とします。
- 今後も定年後、人生を豊かに送るために、生涯学習をしたいという人が増加すると見込まれますが、社会教育関係団体の各団体構成員数は高齢化による減少傾向がみられ、若い世代の参加が求められています。
- 本市では、市民を対象とした成人講座^{*}や市民大学講座^{*}を公民館や青少年会館を中心に市内各所で数多く実施しています。生涯学習活動の機会の拡充と場の充実を図るために、既存の社会教育施設の有効活用や、市民ニーズに合った施設サービスの提供が求められています。
- まつど生涯学習大学^{*}は、60歳以上の市民を対象に自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに、地域の主体的な行動者となることを期待して地域課題をテーマとした市民ニーズに対応する学習活動を展開しています。市民グループが自ら学んだ成果を講座の企画実施という形で地域に還元し、学習の輪がさらに広がることを期して、自主企画講座も支援しています。
- 自らの学習成果を発表できる機会を支援していくことや、生涯学習を通してのまちづくりや、ひとづくりを考えた環境整備が課題といえます。

成人講座：この講座は「学習のきっかけづくり」「新しい仲間作り」を目指して、さまざまな講座を実施しています。

市民大学講座：この講座は現代社会のさまざまな課題を、地元大学とも連携をとりながら取り上げています。

まつど生涯学習大学：あらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60歳以上の皆さんの自己の充実と地域での活躍を応援するものです。

- 家庭の教育力支援の一環として学校等で実施している家庭教育学級は、学校と連携しながら、保護者が家庭教育のあり方について学年の枠を超えて話し合い、交流することで、豊かな人間関係づくりを基盤とし、自主的、集団的、継続的な学習の場として開催されています。今後は、より参加の機会を増やすための情報発信や活動しやすいような、施設サービスの提供、また、自らの学習成果を発表できる機会を支援していくことや、生涯学習を通してのまちづくりやひとづくりを考えた環境整備が課題といえます。

施策の方向性

○高齢者が地域福祉に活躍できる環境の整備

- これまで地域とあまりかかわりのなかった市民が、生涯学習活動への参加をきっかけに、地域福祉の担い手になっていくことが望まれます。
- 生涯学習で学んだことの成果を披露し、地域でボランティアとして生かすなど、生涯学習を通じたその人の活動が地域で生かされることが期待されています。

○参加しやすく魅力的な生涯学習の機会・情報の提供及び生涯学習情報システム^{*}の稼働

- 生涯学習情報システム(まつどまなびいネット^{*})では、市内の社会教育関係団体・自主企画団体などの情報が登録されており、生涯学習活動への参加機会を広げ、さらに活性化していくことを目指します。
- 市民にとって参加しやすく、魅力的な生涯学習の機会や情報を提供することが重要です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動、地域活動に参加する ○生涯学習の成果を地域活動で生かす ○自分の持っている知識や経験を生涯学習の場で生かす 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内大学との連携講座の開催 ○自発的な学習活動と社会教育関係団体の活動の推進 ○学校・家庭・地域と連携した家庭教育支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○講座の開催 ○生涯学習・地域活動のコーディネート(ファシリテーター[*]や、アドバイスの知識を習得できる講座を開設) ○生涯学習情報の提供(生涯学習システムの稼働)

生涯学習情報システム(まつどまなびいネット)：松戸市内のさまざまな生涯学習に関する団体の情報を登録しているインターネット上の情報サイトです。

ファシリテーター：参加者の学びやチームの成長を促進するよう、話し合いに対して中立な立場を保ちながら話し合いに参加し、調整・支援する人です。(＝進行役)

第 5 章 自立と参加の促進

取り組み課題

3. 就労の支援

現状と課題

- 就労は、経済的な安定を得るだけでなく、やりがいや生きがいを得ることができる社会参加の基本となる活動です。障害者にとっては、自分を肯定し、社会の中で自信を持って生きていくことにつながります。障害者の就労機会の拡大及び就労環境の整備を図るため、関係機関との連携による障害者に対する就労支援や職場実習・雇用に対する助成、企業への障害者雇用の働きかけを行っています。
- 市民アンケート結果（後期基本計画 H27）で、将来の生活や家計に不安になったり、心配になったりする人の割合は、53.7%に昇ります。将来への不安が安心して暮らせるまちづくりへのリスクとなっていることが伺えます。雇用情勢の悪化から働く人の生活水準が低下し、雇用に関するセーフティネット機能に高い関心が集まっています。非正規社員が正規社員と同じ仕事をする雇用の形態が進み、若年非正規社員が増加し、社会問題となっています。
- 本市の失業率は全国より低いものの、20 歳代では高い水準となっています。そのような状況の中で、若年非正規社員や未就労の若年者に対する就労支援が求められています。地元で就職を希望する求職者と市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」の開催や、職業能力向上及び技術習得にむけての講座における受講料の助成を行います。その他、「まつど地域若者サポートステーション」を設置し、15 歳から 39 歳迄の「人間関係でつまずいて働くことが不安」や、「ブランクがあって次の一歩が踏み出せない」など、働きたくても一歩が踏み出せない方のための就労支援を行っています。
- 高齢者の方々が、住み慣れた地域や家庭において自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって、生涯を過ごす支援を行うシニア交流センターには、高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実、社会参加を図ることにより、高齢者の経験や能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたシルバー人材センターがあります。
- 市役所本館 1 階にて、市社協の無料職業紹介所が生活相談、就業斡旋を行っています。相談者数は、年々増加しており、生活困窮者や生きがい対策としても、ニーズが高くなっていることから、平成 29 年度から高齢者に限

らず幅広い対象で事業を行っています。

- 結婚や出産を機に仕事をやめたために再就職が難しくなっている女性に対する就労支援や、継続して働く意思のある高齢者が増えて行く現状の中で、働きたい高齢者が働ける場を確保することや、障害のある人の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実等が課題となっています。

- 女性活躍推進法の施行に伴い、就労を望む女性の希望が叶えられるよう、子育てや介護などの、家庭・家族の負担との両立を図るための取り組みが必要です。そのための総合的な相談窓口が求められています。



(まつど女性就労・両立支援相談の様子)

- ひとり親家庭への就労支援は、ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、専門の相談員が就労相談を行うとともに、介護などの資格取得のための講座の費用助成、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の費用助成、看護師などの資格取得のための養成機関に就学している間の助成金の支給などを行っています。
- 障害者、高齢者等、社会的支援を必要とする人々へ合わせた窓口を設け、きめ細かい支援を行うことが重要です。
- 生活困窮者に対しては、市役所本館 3 階の松戸市自立相談支援センターにおいて、就労支援を行っています。
- 「ジョイントワーク松戸」では、松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者に対する一体的な就労支援を実施しています。

「シルバー人材センター」について

シルバー人材センターは、社会参加の推進と生きがいの充実を目的に、健康で働く意欲のある高齢者に仕事を提供しています。仕事は、企業・家庭・公共団体等から引き受け、会員に提供します。提供された仕事に就いた場合、会員がその仕事を請け負う（再請負）、又は任せられたこと（再委託）になります。会員は、通常ローテーションで就業します。仕事は会員自身の裁量で選び、会員が働いた仕事量に応じて、シルバー人材センターが『配分金』を支払います。月 2 回、入会説明会を旭町のシニア交流センターで行っています。



施策の方向性

○若者の就労支援の実施

- 就職サポート事業「まつど合同企業説明会」を開催し、雇用のミスマッチの解消を図ります。
- 「まつど地域若者サポートステーション」を設置し、15歳から39歳までの若年無業者への就労支援をいたします。
- 本市のホームページ「Let'sまつど」での求人・求職情報の提供をします。

○高齢者の就労

- シルバー人材センターや市社協の無料職業紹介所を支援します。また、高齢者が意欲と能力に応じて就業できる機会の確保を図るため、無料職業紹介所とハローワーク*が連携し、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。

○障害のある人の就労及び定着支援（企業、事業所へ働きかけ）

- ハローワークや特別支援学校、福祉分野の就労移行支援事業者・就労継続支援事業者、企業等のネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、更には定着支援を実施する体制の整備を図ります。
- 企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により、企業の障害者雇用を促進します。

○ひとり親家庭への支援を総合的に展開

- ひとり親家庭の経済的自立を図ることを目的に、就労や子育て支援事業情報の提供を総合的に展開していきます。

○女性の就労支援の実施

- 女性センター ゆうまつどでは、「まつど女性就労・両立支援相談」を実施しており、キャリアカウンセラー等が、再就職を望む女性が個々のライフスタイルにあった就労ができるよう、子育てや介護などの情報提供等を行いながら、再就職支援を行っています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○社会参加への意識を持つ	○事業者は法定雇用率*を守る ○事業者は働く男女の家庭生活などに配慮した就業環境の整備	○求人、求職情報の提供 ○総合的な支援体制の整備

ハローワーク：厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的にを行います。

法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。（平成30年度より精神障害者も法定雇用率の算定対象。）

◆対象者別の就労相談（相談窓口など）

対象者	名称	内容
若者	まつど地域若者サポートステーション	15歳から39歳までの若年無業者への就労支援
	まつど合同企業説明会	地元で就職希望者と企業の出会いの場を提供
	Let'sまつど（ホームページ）	求人・求職情報のサイト
高齢者	シルバー人材センター	シニア交流センターで高齢者の経験を生かし、活力ある地域社会づくりに寄与
全て	労働相談	勤労会館 毎週月・木 17時～20時に実施
	無料職業紹介所	生活相談に応じながらハローワークや企業と連携した職業斡旋
障害者	ふれあい相談室	障害のある人（子ども）とそのご家族などから相談に応じている
子育て期	ハローワーク松戸マザーズコーナー	子育てをしながら就職を目指すママ＆パパの仕事探し、就職活動を応援
ひとり親	ひとり親家庭就労相談	子育て支援課で就労や子育て支援情報の提供を総合的に展開
女性	まつど女性就労・両立支援相談	個々のライフスタイルに合う情報を提供
生活保護受給者、 児童扶養手当受給者、生活困窮者	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者に対する一体的な就労支援を実施しています。

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題【推進項目】

4. 地域福祉推進のための担い手の育成

現状と課題

- 地域福祉の推進にあたっては、「全ての市民が福祉の受け手であり、同時に担い手である」という認識のもと、「福祉サービスを受けるだけの福祉」から、「自ら携わる福祉」になるよう「自分たちの福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」と住民が主体的に行動していくことが求められています。
- そのため、市内全域を一つの共同体としてとらえ、人との交流や社会的なつながりが自分自身の健康にも深く関係することを理解しながら、仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を、身近な地域で生かす機会を得て、地域に還元しながら地域活動への参加を促進することが重要です。
- 本市では、パートナー講座や公民館での市民企画による自主企画講座、地域の担い手となるひとづくりや人材育成のための講座などを行っています。
- 「松戸市総合計画 *」後期基本計画進行管理のための市民意識調査（平成27年9月）によると、地域に貢献する活動を行っている団体、組織やグループに積極的に参加している人の割合は、30.5%であり、積極的に参加していない人が依然多い状況にあります。
- 協働のまちづくり市民アンケート（平成28年3月）によると、60歳代の48%、70歳以上では51.3%の人が市民活動に対し「関心がある」と答えています。
- 市社協ボランティアセンターにおけるボランティア活動に関する相談件数が年々増加しており、ボランティアへの関心の高まりは、仕事をリタイアした人等の地域で社会貢献活動をしたいと考える人々の増加も要因と認識しています。
- 本市には、都内などに通勤していた方が定年を迎え、地域社会に活躍の場を求めるケースが増えている傾向にあります。無償のボランティアはもちろん、有償ボランティアや「生きがい就労」も含め、地域の課題解決に高



(町会・自治会加入促進ポスター)

齢者に活躍してもらうよう環境づくりが一層、求められています。

- 市民活動に参加したことがない理由としては、47.8%（平成28年3月協働のまちづくり市民アンケート）の人が、きっかけや機会がないことをあげています。今後、さらに多くの市民の参加を促進するため、市民活動の経験を身近な地域社会で生かすきっかけ作りや情報提供に工夫を凝らし、ひとり一人のボランティア活動に関する相談内容を適切にコーディネートし、実体験につなげていきます。
- まつどをより暮らしやすくするために、市民活動団体など、地域で活躍する人材を育成するための「まつど地域活躍塾」は、豊富な知識や経験を持つシニア層を中心に、幅広い世代が市民活動に参加するきっかけとなる場を創出します。

施策の方向性

○生活課題に関する学習会等を開催し、住民自ら解決に向かって活動することへの支援

- 「成人講座」、「市民大学講座*」、「まつど生涯学習大学」等の事業を実施し、自らの生活課題や社会的課題に即した健康や環境、文化等の学習を通して自己の発見や仲間づくりの場とします。また、そこから生まれた自主企画団体が自ら学んだ成果を発表する機会を増やすなど、活動が継続しやすいような環境を整備します。

○個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援

- 団塊の世代*、20代・30代が地域活動に参加するために必要な支援を検討します。
- まつど市民活動サポートセンターを通じ、市民活動についての啓発活動や情報提供を行います。
- 市社協では、「ボランティア講座」を開催して、活動に関する基礎知識や技術を習得する機会を提供します。また、福祉活動を行っているボランティア団体により構成されている「松戸市ボランティア連絡協議会」では、相互の情報や意見の交換を行い、ボランティア活動を推進しています。

○シニア交流センターのさらなる周知と活用

- シニア交流センターでは高齢者の能力開発・活用のための研修事業などを行っており、利用者数が更に増えるように周知を図ります。

○千葉県（生涯大学校）との連携により、人材育成と地域活動の場の提供

- 地域活動の人材育成を目的に地域活動学部が創設されています。

 団塊の世代：昭和22～24（1947～1949）年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代と比較して人数が多いところから、このような表現をします。

○パートナー講座の活用

- 市民の市政に関する理解を深め、市政参加の促進に寄与することを目的にパートナー講座を実施しています。講座の利用者が増えるよう周知を図り、市民との情報の共有化を推進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域での活動に参加する ○地域における生活課題について共通の認識を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する ○行政と連携した講座の企画、運営 ○社会福祉協議会、NPO* などによる地域福祉の人材の発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の情報の積極的な提供 ○公民館事業の推進 ○シニア交流センターの周知と活用 ○千葉県生涯大学校との連携と活用 ○市民活動に関する相談事業



第5章

自立と参加の促進

施策の方向性

○就労支援・雇用の促進、障害福祉サービス事業所の充実、情報伝達・移動手手段整備などの支援

- 障害があっても、地域社会の一員として、生き生きと安心して暮らしていけるよう、相談支援体制の充実、企業や関係機関の連携による雇用及び就労の支援のほか、本人や保護者の意向を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた障害福祉サービスの充実など、地域で暮らすための社会資源のさらなる充実を図ります。

○相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターCOCO*の充実

- 地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会のイベント等に障害のある人を積極的に勧誘し、交流する ○地域に障害のある人がいることが当たり前という認識を持つようにする ○親子で障害のある人について話す機会を作るようにする ○ボランティア*活動に興味・関心をもち、積極的に参加する ○障害のある人と触れあう努力をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次松戸市障害者計画」の推進

障害者施設の自主生産品販売の支援について（その2）

障害のある人の自立と社会参加と市民のみなさんの障害のある人に対する理解を深めることを目的に、市内の障害者施設で自主生産される製品などの展示即売会を行っています。

毎月、市役所の通路で「市内福祉ショップ」を開催するほか、「ふれあいフェスティバル」等の障害者週間に関連したバザーを実施しています。ぜひ一度、お試し下さい。



第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

6. 当事者団体への支援

現状と課題

- 高齢者、障害のある人、子ども、子育て中の方などそれぞれの暮らしの中での不安や悩みが多様化し、それぞれの悩みが周囲には理解されず一人で抱え込んでいる方も少なくありません。
- 当事者団体は、このような同じ悩みを抱える方たちが経験を共有し、問題解決に向けて支え合うための自主的な活動を行っています。同じ体験を持つ当事者の立場から気持ちを受け止め、分かち合い、情報を提供し合うことは自立した生活や社会参加を促す上では重要な役割を持っています。
- 当事者団体には、「認知症の人と家族の会」や「精神障害者家族会」、「手をつなぐ育成会」のように全国組織を持つものや、地域の小さな自助グループなどがあり、その規模や活動はさまざまです。
- 男女共に生き生きと暮らし、地域で生活するには、男女共同参画の視点で、様々な分野での取り組みを進めていくことが不可欠です。市は、「男女共同参画推進団体」への情報提供や周知のための広報等により、地域活動の支援を図っています。
- 団体の新たな担い手を増やすためには、団体の存在や活動内容の周知を図ることが必要となります。中でも、ピアカウンセリング^{*}は、同じような立場に立ったことのある人から、実感のこもったアドバイスや相談が受けられることで、地域での自立・参加の促進につながります。本市では、団体活動の支援や周知のための広報活動の支援を行っています。

^{*}ピアカウンセリング：同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相談に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。

施策の方向性

○ 住みやすい社会を実現

- 介護者等を対象とした集い、障害者関係団体、子育ての自主グループなどにおいて、できるだけ多くの人に参加するように、協力していきます。
- 当事者団体からの意見交換の機会を増やすことが望まれます。

○ ピアカウンセリングの有効性についての認識

- ピアカウンセリングは同じ課題を抱える人同士が日常生活の中で起こる出来事や、生活するにあたっての問題等を一緒に考えて話し合います。
- より多くの人ができるように認知度を高めることが望まれます。
- 仲間が集い、解決に向けて取り組みが結びつくよう相談機関を中心にピアカウンセリングの活動情報の収集に努め、情報の提供に取り組んでいきます。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○当事者への理解と受け入れ	○情報の提供と活動の支援

「認知症の人と家族の会」について



毎年9月はアルツハイマー記念の月です。認知症の人と家族の会とサポーターが集まって、道行く人に声をかけます。全国で300万人を超えている認知症ですが、いまだに誤解と偏見が多くて、早期の対応を妨げています。

「認知症の人と家族の会千葉県支部」は、つどい、支部報の発刊、相談電話（ちば認知症コールセンター）などを通して広く啓発活動を展開しています。これからも介護者ならではの視点で、様々な情報を発信していきます。

第5章

自立と参加の促進